

インダイレクトアクセラレート登録パートナー契約書

このパートナー契約書及びこの契約書に記載の条件を注意してお読みください。この契約は、署名及び交渉された書面による契約と同一の法的効力を有します。「同意します」をクリックすることにより、あなたは、このアクセラレートパートナーネットワーク契約を読んだこと、これを理解したこと、あなたが自らの組織を拘束する権限を有すること、及びその条件に拘束されることに同意することを認めることとなります。この契約の条件に同意しない場合、タレスアクセラレートパートナーネットワーク申請において、「同意します」をクリックしないでください。

このインダイレクトアクセラレートパートナー契約（以下「本契約」という。）は、本契約のクリックスルー日から 30 日以内に本パートナーに発行される認証メールに明記される場合に限り、以下に定義されるタレス（以下「タレス」という。）と、適用されるアクセラレートパートナーネットワーク（以下「本プログラム」という。）申請に記載の情報において特定される貴社並びに貴社の関連会社及び子会社（以下総称して「本パートナー」という。）との間で効力を生じる。本契約は、本パートナーが自らを本プログラムの登録パートナーであると称することを認められるための条件を定めるものである。本契約は、本パートナーが認定販売店を通じて間接的にタレスから本製品を購入する場合に適用される。

第 1 条 認証及び付与

1.1 一般的な認証 タレスは、本契約条件に基づき本製品のマーケティング、デモンストレーション及び（該当する場合）再販を行うため、本契約条件に基づき、非独占的、譲渡不能、取消可能のライセンスを本パートナーに付与する。

第 2 条 本パートナーの責任

2.1 個人データ 本パートナーは、最終顧客が、本製品の使用に関連して提供されるすべての個人データを DPA の条件に従い処理及び保管するための明示の権限をタレスに付与するように確保する。本パートナーは、適用される利用規約、EULA 若しくは DPA の一部を修正し、又は第三者に修正を許可することを差し控えるものとする。

2.2 制限 本パートナーは、タレスの書面による事前の同意がない限り（電子メールを介して取得することができる。）、以下を行わない（また、他者が以下を行うことを支援してはならない。）。(a)本製品に関してドキュメンテーションと矛盾する声明を行う、(b)本製品又はその他のタレスの知的財産に基づき二次的著作物を作成する、(c)競合する製品又はサービスを構築する、(d)本製品のアイデア、特徴、機能又は図形を使用又は複写した製品を製造し

若しくは第三者に製造させる、(e)本製品の型を作成し、又は模倣する、(f)本製品のリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アSEMBル、又は本製品のバイナリコード部分からソースコード、技術、プロセス、アルゴリズム、ノウハウその他の情報を取り出そうとする、又は上記のいずれかを許可若しくは誘導する、又は(g)年間売上総額が5万ドルを超える本製品を再販する。

2.3 追加義務 本パートナーは、本契約に基づく本パートナーの活動に適用される、特定利用規約に記載の追加義務の履行を要求される。

第3条 注文

3.1 注文 本契約は、本パートナーがタレスに対し本製品を発注することを許可するものではない。本製品の注文は、販売店の確立された発注プロセスに従い、かつ、本パートナーと販売店との間で合意された価格及び支払条件に従い、販売店を通じて行われなければならない。注文には、本パートナー、販売店及び最終顧客を明記しなければならない。本パートナーから又は本パートナーを通じて受領した発注書に予め印字されたいかなる条件も、タレスが発注書を承認又は処理した場合であっても、無効であり、効力を有しない。価格及び支払条件については、個別契約が適用される。

第4条 表明及び保証

4.1 製品限定保証 タレスが最終顧客に提供する製品保証は、該当する場合、適用される販売条件、利用規約、又はドキュメンテーションに記載される。当該保証は、タレスによる唯一の保証を構成し、法定、明示又は黙示を問わず、非侵害、商品性又は特定目的適合性に関する保証を含むがこれらに限定されず、その他すべての保証及び条件に代わる。

4.2 本パートナーの表明及び保証 本パートナーは、以下を表明及び保証する。(a)本契約を締結する各代表者は、本パートナーを本契約条件に拘束させる正当な権限を有する。(b)本パートナーは、本地域で事業を行う権限を有する。(c)本パートナーは、承認された本パートナータイプとして自己の職務及び義務を履行するために必要であり、かつ、本契約に基づく本パートナーの活動に適用できる、技能、専門知識及び資源を有する。(d)本パートナー自ら又はその従業員若しくは役員のいずれも、本地域の政府の軍隊の役員、職員若しくは現役の隊員ではなく、又は本地域の政府の役員若しくは職員ではない。(e)本地域の政府職員、及び本地域の政府機関又は部局の職員の内いずれも、現在又は将来にわたって本パートナーと関連を有しておらず、(直接又は間接を問わず)現在又は将来にわたって本パートナーの持分を所有しておらず、又は現在又は将来にわたって本契約若しくは本契約に基づくタレスの支払に法律上の利益若しくは受益的利益を有していない。(f)アクセラレート申請上で提供した情報に変更がある場合には、直ちにタレスに報告する。(g)タレスとの関係性を本契

約条件に合致するように正確に記述する。(h) 第 6 条に定めるものを含み、本契約に基づく義務及び本パートナーの活動に関しすべての適用される法律を遵守する。(i) 方針声明及びその他の必須方針の条件に沿って、本契約に基づく義務を履行し、本契約に関する事業を実施する。(j) 販売条件及び適用されるサービス利用条件に整合し、かつ、少なくとも本製品並びにタレス、その関連会社、承継人及び譲受人を保護する条件に従う場合に限り、本製品を販売する。

第 5 条 契約期間及び契約解除

5.1 契約期間 本契約は、タレスによる認証メールの送信をもってのみ、認証メールに記載の期間、有効となる。認証メールに別段の明示的な定めがある場合を除き、本契約は、本第 5 条に従い解除されるまで有効に存続する。疑義を避けるために付言すると、本契約における相反するいかなる定めにもかかわらず、その時点における本パートナーがアクセラレータパートナーとして参加する範囲は、直近に発行された認証メールに記載のとおりとする。

5.2 契約解除 いずれの当事者も、30 日前までに他方当事者に書面で通知することにより、理由の如何又は理由の有無を問わず、本契約を解除することができる。本パートナーが、(a) 本契約に著しく違反した場合、(b) 支払不能又は破産を宣告された場合、(c) 方針声明に違反した場合、又は(d)本契約に基づく自らの権利を、タレスの同意なく譲渡若しくは移転した場合、タレスは、通知をもって本契約を即時に解除することができる。

5.3 契約終了の効果 本パートナーは、本契約が終了次第、タレス商標を含むタレスの知的財産権の使用を直ちに停止し、その秘密情報を返還し又は安全に破棄するものとする。本パートナーは、書面による要求があり次第、すべての秘密情報が返還又は破棄されたことを証明する。

5.4 存続 本第 5.4 条、第 4.2 条、第 6 条、第 7.1 条、及び第 8 条乃至第 11 条は、本契約の終了後も存続する。

第 6 条 法令遵守

6.1 輸出

i. 本製品には、アメリカ合衆国及びその他の国の輸出管理法が適用される。本パートナーは、すべての適用される輸出管理及び経済制裁（以下「輸出法令」という。）を遵守し、これには、該当する場合、米国商務省輸出管理規則（以下「EAR」という。）、米国財務省外国資産管理局（以下「OFAC」という。）の貿易及び経済制裁措置、英国政府、欧州連合（以下「EU」という。）及び EU 加盟国の輸出管理及び制限措置、並びに禁輸及び貿易管理規制が含まれる。

ii. 本パートナーは、いかなる本製品又はサービスも取引禁止対象者に販売/再販、輸出/再輸出、供給及び／又は転用してはならない。上記は、OFAC の SDN リスト (Specially Designated Nationals and Blocked Persons)、EU 加盟国の国内リスト又は EU 統合リストに掲載されている個人及び法人を含むがこれらに限定されることなく適用される。本パートナーは、購入及び販売又は再販されたタレスの本製品及びサービスの輸出、再輸出及び譲渡について、当該輸出、再輸出又は譲渡の日から少なくとも 5 年間、完全、真実かつ正確な記録を維持し、要請があれば当該輸出関連記録を提供することに同意する。本パートナーは、自らの販売業者及び再販業者並びにそれらの顧客（並びにそのそれぞれの取締役）が、上記の制裁、禁止対象又は資産凍結措置の対象ではないことを証明するため、（自動スクリーニングツールを含む。）適切な手順、管理及びシステムを実施することに同意する。本パートナーは、輸出制限を最終顧客に通知する責任を負う。本パートナーは、本製品が核兵器、化学兵器／生物兵器、ミサイルの最終用途又はこれらに関連した訓練に使用されないことを表明及び保証する。

6.2 商用ソフトウェア及びドキュメンテーションに対する米国政府の権利 ライセンス及び関連する商用ソフトウェアが、米国政府によって若しくは米国政府のために、又は米国政府の元請業者若しくは下請業者（いずれの層であるかを問わない。）によって取得された場合、当該ライセンス、関連ソフトウェア及び付随ドキュメンテーションに対する米国政府の権利は、本契約及び適用される EULA に定める内容に限定される。これは、48 CFR 227.7201 乃至 227.7202-4（国防総省（以下「DoD」という。）による取得の場合）及び 48 CFR 2.101 及び 12.212（DoD 以外による取得の場合）に基づいている。

6.3 データプライバシー及び保護 (i) 特定の本製品が設計どおりに動作するためには、個人データを使用する必要がある。当該個人データの受領、保持、使用又は開示に適用される法律（以下「データプライバシー法」という。）は、国及び法域によって異なる。本パートナーは、本パートナーが運営を行い、及び事業を営む国及び／又は地方を基準とした、名称の如何を問わず、すべての適用されるデータプライバシー法及びデータ保護法を、最終顧客に対し個人データの使用目的を通知することを含むがこれに限定されず、遵守することを表明及び保証する。また、本パートナーは、(a) タレス又はその認定サプライヤーによる個人データの受領、保持、使用又は開示に必要な承認を取得し、(b) 適用されるデータプライバシー法に従って、何らかの制限がタレスによる個人データの使用又は開示に影響を及ぼす可能性がある場合、タレスのプライバシー慣行に関する通知において当該制限をタレスに通知し、(c) 個人による個人データの使用又は開示の許可に変更又は取消しがあり、その変更がタレスによる個人データの使用に影響を及ぼす可能性がある場合、当該変更をタレスに通知し、(d) 顧客がデータプライバシー法に従い同意した個人データの使用又は開示に制限があ

り、その制限がタレスによる個人データの使用に影響を及ぼす可能性がある場合、当該制限をタレスに通知し、また、(e)タレスに個人データを提供する前に、データプライバシー法により要求される同意、承認又は許可を取得するものとする。本パートナーは、適用されるデータプライバシー法の下では許容されない方法で個人データを使用するようタレスに対し要求してはならない。(ii)本パートナーのインテグリティに関する評価を進めるにあたり、タレスは、インテグリティに関する評価を完了するために十分な情報を提供するよう要求することができ、本パートナーは、当該情報をタレスに提供する。この点につき、本パートナーは、本契約に基づきタレスに提供される個人データを、関係する個人に通知している（必要に応じ、事前承認を得ている）ことを約束する。この目的のため、タレスは、データ管理者として本パートナーの個人データを処理し、個人データ保護に関して適用される規制を遵守することを約束する。

6.4 贈収賄防止の遵守 本パートナーは、2010年英国贈収賄法、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約、及び1977年米国海外不正行為防止法を含むがこれらに限定されない、腐敗行為及び斡旋収賄のリスクの防止及び発見に適用される国内外の法令に従って常に行動するものとする。直接又は第三者を介するかどうかを問わず、本パートナーは、自らのため又は他者のために区別、職務、契約その他の有利な決定を得ることを目的として、いかなる者によってなされるであろう、又はかかる者によって既に行われた、かかる者の実際の又は想定される影響力の悪用に結びつく、あらゆる種類の申し出、約束、寄付、贈与又は利益をかかると提案してはならず、又はかかる者から承諾してはならない。本パートナーは、有利な決定を行う又は取得するために自らの影響力を悪用する目的で、あらゆる種類の申し出、約束、寄付、贈与又は利益をも勧誘してはならず、又は自らのために承諾してはならない。本パートナーは、本項の要件を満たすコンプライアンスプログラムを実施していることを宣言する。本パートナーは、自己のサプライヤー、下請業者、販売業者、再販業者及びサービスプロバイダーが本項の要件を遵守するように確保することを約束する。本パートナーは、本契約の履行に関連して本パートナーが受領した不当な金銭的影響又は前払金に係るいかなる請求又は要求もタレスに報告するものとする。

6.5 本第6条のいかなる違反も、契約上の義務に対する重大な違反とみなされ、これによりタレスは、違反が十分に是正されない限り履行を停止する権利、又は契約上の規定及び/若しくは法律上の規定に基づき自らが権利を有するその他の救済手段を損なうことなく、本契約を即時に解除する権利を有するものとする。

第7条 知的財産権、商標、公表

7.1 権利の留保 タレスは、本製品に基づく本改良又は二次的著作物及び本製品に具体化さ

れている価値ある営業秘密に対するすべての権利などのすべての知的財産権を含むがこれらに限定されない、本製品におけるすべての権利、権原及び権益を留保する。本パートナーは、本改良における所有権を放棄する。本パートナーは、本製品のマーケティング及び注文勧誘を行う限定的権利を除き、自らの本製品の使用を理由に本製品の知的財産権に対する権利を一切取得しない。本パートナーは、本製品又はタレス商標の知的財産権を申請若しくは取得してはならず、又はそれに対するタレスの所有権を損なう措置を一切講じてはならない。いずれの当事者も、本項に基づき付与される権利又はその一部を他方当事者の競合相手に譲渡又はライセンス許諾してはならない。

7.2 本製品の中止及び／又は変更 タレスは、自己の裁量により、(i) 本パートナーに責任を負うことなく、本パートナーへの通知をもって、本製品の構成部分を変更、修正又は中止し（但し、中止は適用される生産終了（EOL）方針に従う。）、(ii) 本製品又はサービスの第三者構成部分を交換し、及び、(iii) 本パートナー、その販売店又はエンドユーザーから提案された新機能又は新性能を、これらの者に責任を負うことなく採用することができる。

7.3 タレス商標の使用 本パートナーによるタレス商標の使用は、本パートナーに提供されるタレスの最新のブランディングガイドラインに従わなければならない。本パートナーが本契約の条件及びブランディングガイドラインを遵守することを条件として、タレスは本パートナーに対し、本製品の販売に関連してのみタレス商標を表示及び使用する限定的、取消可能、非独占的ライセンスを付与する。タレスは、電子媒体、印刷物又はウェブサイト上での本パートナーによるロゴ又は本製品名の使用を、自らの単独裁量により、拒絶又は承認する権利を留保する。本パートナーは、世界のいかなる場所においても、タレスが所有する商標、名称、URL（又は要素、派生物、翻案物、変型例若しくはそれらの名称）の登録を試みず、タレス商標に紛らわしいほど類似するマークを採用せず、又はタレス商標の登録に異議を申し立てないものとする。

7.4 公表 いずれの当事者も、他方当事者の事前のレビュー及び承認なく、本契約に関するいかなるニュースリリース、広告又はその他の公的発表も公開又は発行してはならない。かかる承認は、不当に留保又は遅延されてはならない。

第8条 秘密保持

8.1 秘密保持 各当事者は、同程度に重要な自己の情報を保護する場合と同様に、但し合理的な注意を下回らない注意をもって、秘密情報を保護するものとし、本契約を履行する目的のためにのみ当該情報を使用することができる。受領当事者は、秘密情報の実際の不正開示又は不正開示のおそれを直ちに報告する。秘密情報の開示が法律により強制される場合、受

領当事者は、実行可能であれば開示当事者に通知し、開示当事者の費用負担で開示に対する異議申立てを支援する。開示当事者は、本第 8 条の違反に対して差止命令による救済を求めることができる。両当事者は、本第 8 条に違反した場合、開示当事者が回復不能な損害を被る可能性があり、コモン・ロー上の救済では、かかる損害に対する適切な保護又は適切な補償を与えることができないことを確認し、これに同意する。従って、両当事者は、開示当事者が差止命令による救済、及び／又は本契約に基づく受領当事者の義務の特定履行、並びに管轄権を有する裁判所が認める追加の救済を求める権利を有することに合意する。

8.2 適用除外 秘密情報は、以下の情報を含まないものとみなされる。(a)現在公知である若しくは入手可能である、又は受領当事者側の作為若しくは不作為によらずして公知となる若しくは入手可能となる情報、(b)受領当事者が受領時に知得していた情報であることが、その時点で存在する記録により立証される情報、(c) 開示又は使用に関する制限を伴わず、権利として所有する第三者が後日、開示当事者の権利を侵害することなく、受領当事者に提供した情報、(d)開示当事者から受領した情報を使用又は参照することなく、受領当事者が独自に開発した情報、又は(e)本契約に明示的に言及し、開示当事者の権限を有する代表者が署名した書面による開示許可の対象情報。

第 9 条 補償及び責任の制限

9.1 補償一般 本パートナーは、(a)本契約に基づく表明又は保証の違反、(b)条件が一切ない、及び／又は販売条件、ドキュメンテーション又は適用される DPA、EULA 又は利用規約に定めるものよりも、タレス、本製品及び知的財産権に対する保護レベルが低い条件に基づく本パートナーによる本製品の販売、(c)本パートナー又はその権限を有する代理人の作為又は不作為、(d)本パートナー又は最終顧客による DPA、EULA、SLA 又は利用規約の変更、(e)本パートナーとその最終顧客との間の契約における本パートナーの違反、及び／又は(f)本製品の販売に関連して提供された個人データをタレスが処理及び保管することについて、最終顧客から明示の承認を得られないこと、に基づく又はこれらに起因する、一切の請求、損害賠償、責任及び費用について、タレス並びにその関連会社、従業員、役員、取締役及びサプライヤーを防御、補償及び免責する。

9.2 タレスは、補償可能な請求に関連して本パートナーの保険に基づく追加被保険者として直接請求を行う権利を有し、本パートナーは、適用される保有額について責任を負うものとする。

9.3 責任の制限 第 8 条乃至第 11 条、及び本契約に定める本パートナーの表明及び保証の違反に関する場合を除き、(a)いずれの当事者も、又はその関連会社、従業員、役員、取締役

若しくはサプライヤーも、本契約から生じる訴訟原因に関連する特別、間接的、付随的、結果的又は法定損害賠償について、違反当事者にとって予見可能であったとしても、責任を負わず、(b)いずれの当事者の責任も、5万米ドルを超えないものとする。

第10条 一般条項

10.1 譲渡 本契約は、各当事者の許容される承継人及び譲受人を拘束し、これらの者の利益のために効力を生じる。但し、本パートナーは、タレスの書面による事前の同意を得た場合に限り、本契約を譲渡することができる。

10.2 不可抗力 いずれの当事者も、自らが合理的に支配できない事由による非金銭債務の不履行について責任を負わない。

10.3 可分性 本契約のいずれかの条項が無効又は執行不能とみなされる場合においても、本契約の残りの条項は、全面的に有効に存続する。

10.4 権利不放弃 当事者が厳格な履行を要求せず、又は当事者が権利を有する権利を行使しない場合においても、かかる条項又はその他の条項のその後の行使を妨げるものではない。

10.5 準拠法及び管轄裁判所 本契約は、以下の法律に準拠し、紛争は以下の裁判所で専属的に解決されるものとする。各当事者は、裁判管轄又は不便宜法廷地に基づく異議申立てを放棄し、かかる裁判所の人的管轄権にここに同意する。

| タレス契約主体 | 準拠法 | 紛争裁判地 |
|---|--------------|---------------------|
| THALES DIS CPL DEUTSCHLAND GMBH | ドイツ法 | ミュンヘン裁判所 |
| THALES DIS CPL UK LIMITED | 英国及びウェールズ法 | ロンドン裁判所 |
| THALES DIS TECHNOLOGIES BV | 英国及びウェールズ法 | ロンドン裁判所 |
| THALES DIS ISREAL | 英国及びウェールズ法 | ロンドン裁判所 |
| THALES DIS CPL AUSTRALIA PTY LTD | ニューサウスウェールズ法 | オーストラリア シドニーの裁判所 |
| THALES DIS JAPAN KK | 日本法 | 日本 東京の裁判所 |
| THALES DIS CPL INDIA PRIVATE LIMITED | インド法 | インド ニューデリーの裁判所 |
| THALES DIS CPL USA, INC. | テキサス州（米国）法 | テキサス州 |

| | | |
|--|---------|-------------------|
| | | トラヴィス郡裁判所 |
| THALES DIS BRASIL CARTÕES E SOLUÇÕES TECNOLOGICAS LTDA | ブラジル法 | ブラジル サンパウロの裁判所 |
| THALES DIS CPL CANADA, INC. | オンタリオ州法 | オンタリオ州裁判所 |
| THALES DIS MEXICO SA DE CV | メキシコ法 | メキシコシティ の裁判所 |
| THALES DIS CPL HONG KONG LIMITED | 香港法 | 香港の裁判所 |

10.6 代理人関係の不存在 本パートナー及びタレスは独立契約者である。本契約は、代理人、雇用又はフランチャイズの関係を創出するものではなく、合弁事業又は法的パートナーシップを創出するものでもない。いずれの当事者も、他方当事者の作為又は不作為について責任を負わないものとする。いずれの当事者も、書面による明示の同意を得ない限り、方法を問わず、他方当事者を代理し、又は他方当事者に義務を負わせる権限を有しない。

10.7 修正 本契約及び本契約で言及される文書は、本パートナーによる本製品の再販の許可に関しタレスと本パートナーとの間で完全な合意を形成し、本パートナーとタレスとの間の従前のやり取りに取って代わる。本契約において別段の明示的な定めがある場合を除き、本契約の修正は、両当事者の正式に授権された代表者による署名を付した書面で明示されなければならない。

10.8 通知 本契約に基づくすべての通知、同意及びその他の連絡は、書面にて、以下宛に送付されなければならない。(a)本パートナー宛の場合、「アクセラレート申請」に記載のビジネスマネージャー宛。(b)タレス宛の場合、Director Channel Program Management 宛 (AcceleratePartnerNetwork@thalesgroup.com)。CC は、9442 Capital of Texas Highway North, #100, Austin, TX, 78759 所在の Thales Cloud Protection & Licensing、VP Legal 宛。通知は、(a)電子メール、手渡しによる通知、又は(b)料金前払いの翌日配達サービス若しくは宅配サービスによって行われるものとする。通知は、引渡確認時に送達されたものとみなされる。本第 10 条にこれと相反する定めがあったとしても、タレスは、方針声明、製品リスト又は価格リストの改定に関する通知を、電子メールにより行うことができる。

第 11 条 定義

「アクセラレート申請」とは、本パートナー又は本パートナーが認定する関連会社若しくは子会社が記入し、タレスに提出するオンライン申請をいう。アクセラレート申請は、参照さ

れることにより本契約に組み込まれる。

「関連会社」とは、当事者に関して、直接又は間接を問わず、特定の当事者を支配し、特定の当事者によって支配され、又は特定の当事者と共通の支配下にある他の当事者をいう。前文の解釈上、当事者の「支配」とは、当該当事者の経営若しくは方針を指揮し若しくは指揮させる権限を直接又は間接に保有すること、又は会社の発行済み株式資本若しくはその50%、若しくは会社の全般的経営を指揮し若しくは指揮させる法律上の権限を、(受益者として又は登録上) 直接又は間接に所有すること、をいう。

「認証メール」とは、アクセラレートパートナーとしてのタレスの承認を確認する、タレスによって本パートナーに発行され、アクセラレート申請に記載のアドレスに送信される最新の電子メールをいう。認証メールは、メールに明示の期間中、その条件に従い、本パートナーに対し、(a)本製品(該当する場合)を本地域で再販すること、及び、(b)メールに記載の特定の本パートナータイプとして自らをアクセラレートパートナーと表明すること、を許可するものである。認証メールは、参照されることにより本契約に組み込まれ、拘束力を有する。

「認定サプライヤー」とは、本製品に関連するサポートサービス又は専門サービスを実施するためにタレスが雇う第三者の事業体をいう。

「方針声明」とは、タレス、本パートナー及びサプライヤーのインテグリティ及び企業責任に関する声明(作成方法を問わず、あらゆる改定版を含む。)をいい、<https://www6.thalesgroup.com/mandatory-policies>より入手可能である。

「秘密情報」とは、いずれかの当事者(若しくはその関連会社)により秘密若しくは専有であると特定される情報、又はその性質上明らかに秘密である情報を含む、非公開のあらゆる情報をいい、(i)ソースコード又はオブジェクトコードのいずれかであるソフトウェア、製品に組み込まれている技術、並びに製品に具体化されている技術、アイデア、ノウハウ、プロセス、アルゴリズム及び営業秘密、(ii)いずれかの当事者及びその関連会社の製品計画、マーケティング戦略、財務、運営、顧客関係、顧客プロフィール、売上/顧客の見通し、販売予測又は財務成績に関する情報、並びに(iii)本契約条件、を含むが、これらに限定されないものとする。

「取引禁止対象者」とは、複数の政府又は組織(国連、米国、欧州連合、EU加盟国、英国、シンガポール、香港など)のリストに記載のとおり、取引禁止命令の対象であり、又はその他取引を制限若しくは禁止されている会社又は個人をいう。かかるリストは、当該組織及び

政府により公開されている。

「販売店」とは、再販売者を通じて本地域で本製品及びサポートサービスを最終顧客に販売する権限をタレスによって付与される会社をいう。

「データ処理補足条項」又は「DPA」とは、サービス利用条件を補足する、随時修正されるデータ処理補足条項をいい、<https://www6.thalesgroup.com/dpa-privacy-policies> より入手可能である。

「ドキュメンテーション」とは、該当する本製品（又はその一部）の操作、仕様、構造又は使用に関連して、タレスによって本パートナーに提供されその他供される本製品固有の文書及びその他の資料をいい、タレスによって随時修正され、及び<https://supportportal.thalesgroup.com/csm> より入手可能であり、又は本製品の引渡し時に提供される。

「最終顧客」とは、本パートナーが内部使用のために本製品を売り込む又は販売する相手である企業顧客をいう。

「エンドユーザー」とは、最終顧客企業内の個々のユーザーをいう。

「エンドユーザー使用許諾契約」又は「EULA」とは、以下のいずれかの方法でタレスによって提供される（タレスによって随時修正される）エンドユーザー使用許諾契約をいう。(i) 引渡時にソフトウェア若しくはハードウェアの本製品と共に提供され、若しくは引渡時にソフトウェアメディアパッケージに含まれ、(ii) ソフトウェアのインストール時又は使用時に提示され、又は(iii) ライセンス条件が、ソフトウェア若しくはハードウェアの本製品に添付されていない場合、又はその他の方法でタレスによって提供されていない場合、<https://cpl.thalesgroup.com/legal> で提供される EULA が適用され、上記いずれの場合も、最終顧客及びそのエンドユーザーによるソフトウェアの本製品又はハードウェアの本製品の組み込みソフトウェアの使用に適用される。

「本改良」とは、本製品の修正、拡張、翻訳、派生物、アップデート、アップグレード、新バージョン若しくは新リリース、又はその他の改良をいう。

「知的財産権」とは、現在及び将来の世界中のすべての特許、実用新案、著作権、マスクワーク権、営業秘密、商標、及びその他すべての知的財産権、並びにそれらに関連する文書又はその他の有形の表現をいう。

「必須方針」とは、<https://www6.thalesgroup.com/mandatory-policies>より入手可能なタレスの必須方針をいう。

「個人データ」とは、(a)当該データにより、又は(b)当該データ、及び本パートナーが保有する若しくは保有することとなる可能性があるその他の情報により特定することができる、(個人若しくは家族生活、仕事若しくは職業におけるものであるかを問わず)生存する個人に関するデータをいう。

「本製品」とは、タレスのハードウェア製品、ソフトウェア製品及び／又は SaaS 製品、保守及びサポートサービス、並びに／又はプロフェッショナルサービスをいう。

「プロフェッショナルサービス」とは、とりわけ、タレスが最終顧客に提供する成果物をもたらすインストール及びインテグレーション等のプロフェッショナルサービスをいい、<https://cpl.thalesgroup.com/legal> に定められ、タレスによって随時修正される場合がある。

「特定利用規約」とは、該当する本製品又はサービスの SLA に定められ、及び／又は <https://www6.thalesgroup.com/service-specific-terms> で入手可能な、特定の本製品に適用される追加条件をいう。

「SLA」とは、サポートサービスに関するタレスの応答及び解決時間、並びにこれに関連する販売店、サービスプロバイダー又は再販業者の義務をいい、タレスが随時行う変更を含み、<https://supportportal.thalesgroup.com/csm> より入手可能である。

「サポートサービス」とは、タレスによって販売店又は再販業者（該当する場合）に対し提供される技術サポート及び保守並びに研修及び支援をいい、<https://supportportal.thalesgroup.com/csm> に定められ、タレスによって随時変更される場合がある。

「利用規約」とは、タレスのサポートポータル（Thales support Portal）で入手可能であり、タレスによって随時変更される場合があり、又は SaaS 製品の利用で入手可能であり、タレスによって随時変更される場合があるサービスに関する利用条件をいう。

「販売条件」とは、タレスが最終顧客に本製品を直接提供する際の条件をいい、<https://cpl.thalesgroup.com/legal> より入手可能である。

「本地域」とは、本パートナーの認証メールにおいて指定される地域をいう。

「タレス」とは、本パートナーがアクセラレート申請において通知する、本パートナーの登記上の住所を有する国に基づき以下に指定されるタレス及び／又はタレス関連会社の契約主体をいう。

| 本パートナーの登記上の住所 | タレス契約主体 |
|--------------------------------|---|
| 米国及びカリブ海域諸島 | THALES DIS CPL USA, INC. |
| カナダ | THALES DIS CPL CANADA, INC. |
| ブラジル | THALES DIS BRASIL CARTÕES E SOLUÇÕES TECNOLOGICAS LTDA |
| メキシコその他のラテンアメリカ諸国 | THALES DIS MEXICO SA DE CV |
| 香港、中国その他のアジア諸国 (以下に記載の国を除く) | THALES DIS CPL HONG KONG LIMITED |
| 日本 | THALES DIS JAPAN KK |
| インド | THALES DIS CPL INDIA PRIVATE LIMITED |
| オーストラリア及びニュージーランド | THALES DIS CPL AUSTRALIA PTY LTD |
| オーストリア、ドイツ、スイス | THALES DIS CPL DEUTSCHLAND GMBH |
| 英国 | THALES DIS CPL UK LIMITED |
| イスラエル | THALES DIS ISREAL LTD |
| その他の EMEA 諸国 | THALES DIS TECHNOLOGIES BV |

「タレス商標」とは、本パートナーのアクセラレートパートナーとしての地位及び／又はその本パートナーのパートナーレベルに基づき、本パートナーによる使用のために指定される、タレス又はその関連会社が所有する商標及び／又はロゴをいう。